別記第5号様式（第3条第4号関係）

三　第　　　　　号

年　　月　　日

三笠市公文書公開請求拒否通知書

　　　　　　　　　　様

（実施機関）

㊞

　　　　年　　月　　日付で請求のあった公文書の公開について次のとおり公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することを決定したので、同条例第１１条第２項の規定により、通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 請求年月日 | 年　　月　　日　（　　曜日） |
| 公文書の件名又は内容 |  |
| 決定の区分 | 公開請求拒否 |
| 担当課等 |  |
| 備考 |  |

備考１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に実施機関に対して審査請求をすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）から６月以内に三笠市（訴訟において三笠市を代表する者は三笠市長となります。）を被告として提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、処分又は裁決の日から１年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

（取扱　　　　　　　　　　）